

都市計画法第 29 条開発許可申請書及び都市計画法第 35 条の2第1項変更許可申請書チェックリスト①

(注) 自己用住宅及び自己業務用で 1ha 未満の場合、審査項目 11～16 は不要

申請者名				チェック者			
申請地		高石市		開発面積		m ²	
市街化区域		土地利用					
審査項目		適否		摘要欄		備考欄	
						申請者 チェック欄	
						様式の 有無	
1	開発行為許可申請書			・正本副本それぞれ申請者朱肉で捺印 ・開発区域一覧と割印すること			有
2	開発区域一覧			・地番の若い順に記入 ・開発許可申請書と割印すること			有
3	委任状			正本副本それぞれ申請者朱肉で捺印			有
4	申請者印鑑証明			受付日より3ヶ月以内のもの		原本(正)	
5	資格証明書 (代表者事項証明書、現在 事項証明書、履歴事項証 明書等)			・法人の場合(自己業務用の場合は、 <u>現在事項証明書 又は履歴事項証明書</u>) ・受付日より3ヶ月以内のもの		原本(正)	
6	法32条協議同意書					原本(副)	
7	経過書			必要に応じて添付			
8	公共施設一覧表						有
9	設計説明書						有
10	設計者の資格			・開発許可 10,000 m ² 以上 ・擁壁見高 5m を超える場合			有
11	開発者の業務経歴書						有
12	資力(資金残高)			事業費の額		原本(正)	
13	納税証明(2ヵ年) ※			法人の場合:法人税(国税)及び法人事業税(地方税) 個人の場合:所得税(国税)及び個人事業税(地方税)		原本(正)	
14	宅建業免許の写し			分譲する場合			
15	資金計画						有
16	施行者の能力・経歴			施行者に関する業務経歴書・建設業の許可書の写し			有
17	登記事項証明書			・土地・建物に関するもの ・受付日より3ヶ月以内のもの ・インターネットでダウンロードしたものは不可		原本(正)	
18	地籍図(公図)			・登記所が交付する地図・地図に準ずる図面の証明書			
19	所有権利者の同意			土地・建物に関するもの		原本(正)	有
20	その他の権利者の同意			抵当権者、地役権等		原本(正)	有
21	同意者の印鑑証明			受付日より3ヶ月以内のもの		原本(正)	
22	同意者の資格証明書			法人の場合で受付日より3ヶ月以内のもの		原本(正)	
23	工場危険物調書			予定建築物が工場等の場合 (大阪府建築基準法施行細則様式)			有
24	水利権者の同意					要原本照合	
25	道路明示			開発区域と接する場合		要原本照合	
26	里道水路明示			"		要原本照合	
27	許可書等			占用許可、施行承認、砂防許可書(許可済)等		要原本照合	
28	誓約書			自己居住用、自己業務用の場合		原本(正)	有
29	その他必要とする図書						
30	事前協議書					原本(副)	有

〈※13納税証明の様式〉

・国税(税務署)…「その1」を過去2年間分又は「その3の3(個人の場合はその3の2)」

・地方税(府税事務所)…「未納がないことの証明書」又は「事業税の確定額・納付額・未納額の証明書」を過去2年間分

(注)地方税は、申請者の住所地(法人の場合は事業所)が大阪府内の場合に限りです。

都市計画法第 29 条開発許可申請書及び都市計画法第 35 条の2第1項変更許可申請書チェックリスト②

※添付図面等については、必要に応じて下記の表の図面を添付するとともに、都市計画法施行規則第 16 条を参照して下さい。

審査項目		適	否	摘要欄	備考欄	申請者 チェック欄
設計図面						
1	開発区域位置図			縮尺 1/2500 以上		
2	現況図					
3	土地利用計画図			・区域を朱線 ・予定建築物に関しては、配置のみを記載 ・外構等は必要に応じて記載 ・接続道路名・幅員を記載 ・2部(うち1部は袋に入れて添付)		
4	造成計画平面図			・盛土:赤色 切土:黄色に着色		
5	造成計画断面図			・断面図は2面以上		
6	排水施設計画平面図			・排水・給水まとめて図示可		
7	給水施設計画平面図			・給水施設計画平面図は自己居住用の住宅建築の場合、不要		
8	がけの断面図					
9	擁壁の断面図			透水層、水抜き、根入れ寸法		
10	擁壁の構造図			間知ブロックの場合は製品名記入		
11	擁壁の展開図			エキспанションジョイントの位置		
12	全求積図					
13	公共施設求積図					
14	排水施設構造図					
15	流末水路構造図					
16	道路計画断面図					
17	道路計画縦断面図					
18	下水道計画縦断面図					
19	防災計画平面図					
20	〃 構造図					
21	その他必要とする図書					
その他の資料						
1	構造安定計算書					
2	水理計算書					
3	工事工程表					
4	仕様書					
5	土質説明書					
6	防災計画書					
7	その他必要とする図書					

※図面への明示事項は、都市計画法や同法省令に規定する事項及び高石市担当者の指示に従ってください。また、市街化区域内の開発行為で、かつ、予定建築物が2以上ある戸建て専用住宅である場合は、開発区域のうち当該専用住宅の各区域の敷地面積、駐車場区画は表記しないようにしてください。